

平成27年3月9日

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 様

川崎市介護支援専門員連絡会  
会長 中馬 三和子  
制度改正検討部会  
部会長 須山 暢彦

## 川崎市介護支援専門員連絡会からの意見について

日頃より本会活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、川崎市では地域包括ケアシステムの構築を目指して、介護保険の改正・準備が進んでいるところと認識しております。本会では、制度改正検討部会を中心に、地域包括ケアシステムの推進に向けての活動および平成27年度介護保険改正の内容について、分析と対応の具体化に向けた取組みを進めております。

今回、分析・検討にあたり、『介護予防・生活支援サービス事業 介護予防ケアマネジメント』の実施において、“要支援者の取り扱い”が第一の懸念として挙がっております。事業の円滑かつ適正な実施をするために、早急をお願いしたい本会の意見・要望を提出させていただきます。

## 『予防給付の介護予防支援と新しい総合事業における

## 川崎市の介護予防ケアマネジメントの概要を明らかにしてください。』

平成27年度から開始される新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の「ガイドライン（案）」が示されていますが、そのなかで、予防給付の介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについては、“市町村の状況で”“市町村の判断で”（ガイドライン P65など）と記されており、地域包括支援センターがすべての介護予防ケアマネジメントを行う可能性があることも読み取れます。

現状において、地域包括支援センターが直接担当する介護予防支援の給付管理について、地域包括支援センターと指定介護予防事業所を兼務する職員1名あたり20件/月を上限となるよう留意してくださいと指導を受けている地域包括支援センターと、平成27年度以降の委託も含めた具体的な介護予防ケアマネジメントの取り扱いについて明示されていない居宅介護支援事業所の間で、今後の予防給付の取り扱い（委託の依頼、受託など）を決め兼ねる状況となっています。加えて、ケアマネジメントABCと3パターンに分けて行われることもあり、私たち介護支援専門員および地域包括支援センターは今後の対応に判断ができず、苦慮しています。その先には利用者の混乱が予測されます。

総合事業の実施にあたっては、サービス体制の変更や、生活支援サービス・介護予防サービスの体制整備が求められています。国からの要綱も出されたところですが、介護予防・生活支援サービス事業 介護予防ケアマネジメントの実施要領の策定、特に介護予防ケアマネジメントに関する川崎市の概要については、3月20日の説明会の場で明示していただくことを強く望みます。

以上